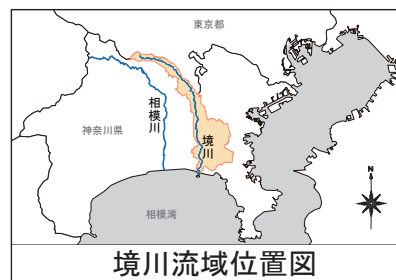


二級河川境川流域は平成26年6月1日から 「特定都市河川浸水被害対策法」*の適用流域です。

これにより、水害に強いまちづくりを目指して、主に次の取り組みを進めます。

- 1 近年全国で多発する集中豪雨の発生なども踏まえ、河川管理者、下水道管理者、流域の地方公共団体は、連携を強化して一体的な「流域水害対策計画」を共同で策定し、更に安全性を高める浸水対策（河川改修、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備など）を進めます。[法第4条]
- 2 適用流域内において、現在の安全性を最低限維持、また、少しずつでも高めるために、次のような規制や努力義務などが設けられます。
 - (1) 流域内の住民・事業者は雨水を貯留浸透させる努力 [法第5条、第19条]
 - (2) 新たに“雨水浸透阻害行為（面積：1,000㎡以上）”を行う場合の許可の取得（雨水の流出を抑制する最小限の対策を実施）
[法第9条]（雨水浸透阻害行為については、P2をご覧ください。）
 - (3) 既存の雨水の流出抑制機能をもつ防災調整池の保全[法第26条]
（法第23条には、別途防災調整池ごとに都県知事、市長が保全調整池としての指定を可能とする条項もあります。）



許可を要する事項（法律の条文は、P3をご覧ください）

流域内で“雨水浸透阻害行為”を行う場合の許可 [法第9条]
面積1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為からが対象です。

- ・事業エリア面積ではなく、雨水浸透阻害行為にあたる面積が対象です。

申請書の提出 [法第10条]

雨水浸透阻害行為を行う地域の許可窓口へ申請
（申請窓口については、P4をご覧ください。）

- ・従来の都市計画法第29条（開発行為の許可）や宅地造成等規制法第8条（宅地造成に関する工事の許可）等とは別に申請が必要です。

許可 [法第11条]

許可を受けるには対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）の計画が技術的基準を満足していることが必要です。

- ・開発行為等に際し行う対策を同一施設で兼ねることは可能です。ただし、各基準を満足することが必要です。

～この法律に基づき設置される雨水貯留浸透施設は申請により固定資産税が軽減されます～

※「特定都市河川浸水被害対策法」（平成15年法律第77号）は、平成16年5月15日に施行された法律です。この法律により、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図ります。

■許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例

1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



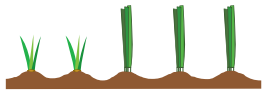
耕地



宅地



2. 土地の舗装



耕地



駐車場



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



林地



運動場



4. ローラー等により土地を締め固める行為



原野



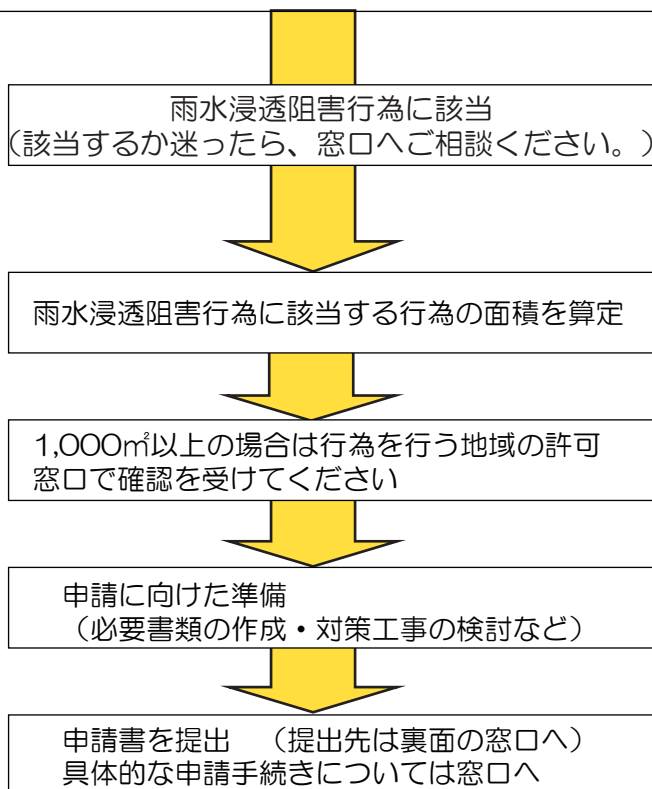
資材置場



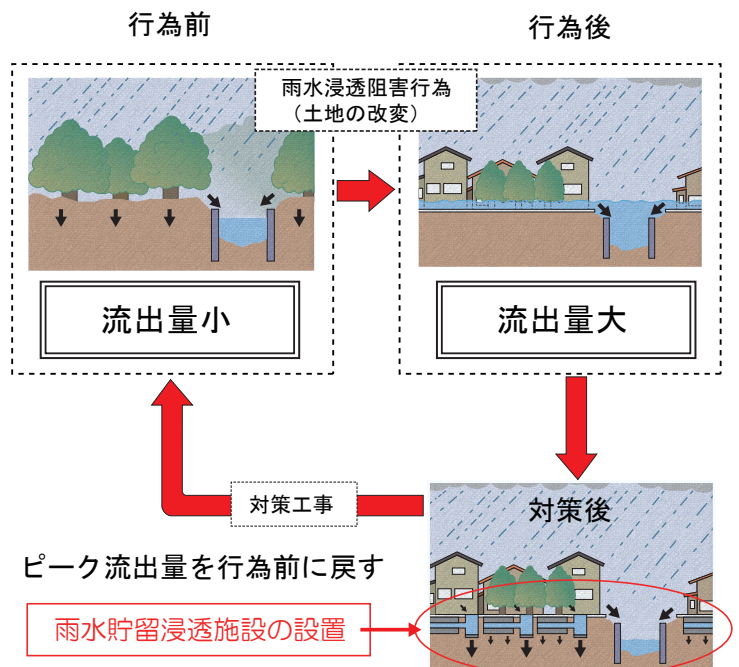
従来の土地の形質を改変するような行為は、雨水浸透阻害に該当します。

注) 「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野



<雨水浸透阻害行為と対策の概念>



ホームページアドレス

◇法律の概要、法律・政令・省令、全国の指定河川について
国土交通省 水管理・国土保全局

http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/bousai/gaiyou/houritu/index_toshikasen.html

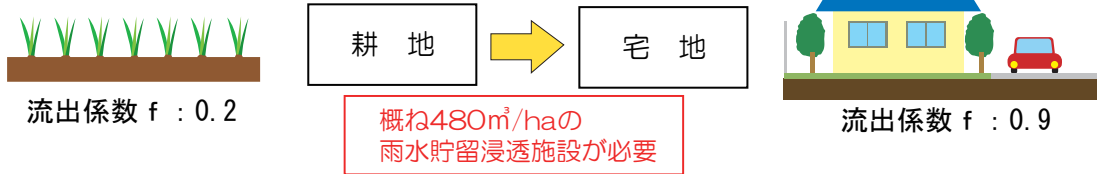
◇雨水貯留浸透施設の貯留容量や浸透施設の規模などを算定するシステムについて
(一財) 国土技術研究センター

<http://www.iice.or.jp/sim/t1/201006041.html>

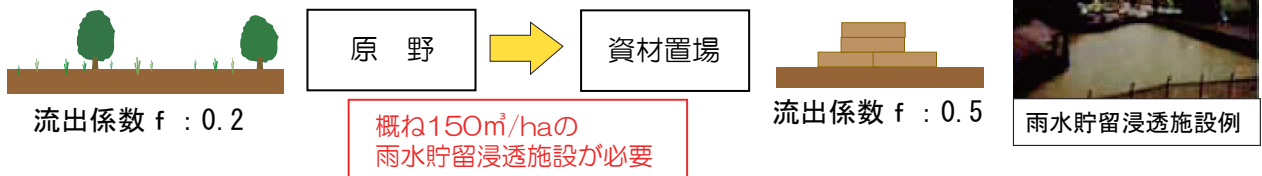
■雨水浸透阻害行為における対策工事の例

次のような1 ha規模（=10,000㎡規模）の雨水浸透阻害行為を行った場合の対策工事は概ね以下のようになります。

①「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



②ローラー等により土地を締め固める行為



■特定都市河川浸水被害対策法 条文（抜粋）

（雨水浸透阻害行為の許可）

第九条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為（流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。）であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをしてしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この章及び第三十八条において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な緊急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 二 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前号に該当するものを除く。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの

注）施行日時時点で次のいずれかに該当する場合は、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- ①既に工事に着手している行為等
- ②都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの等（宅地造成等規制法第8条に規定する宅地造成に関する工事の許可についても同様）

（申請の手続）

第十条 前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- 三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

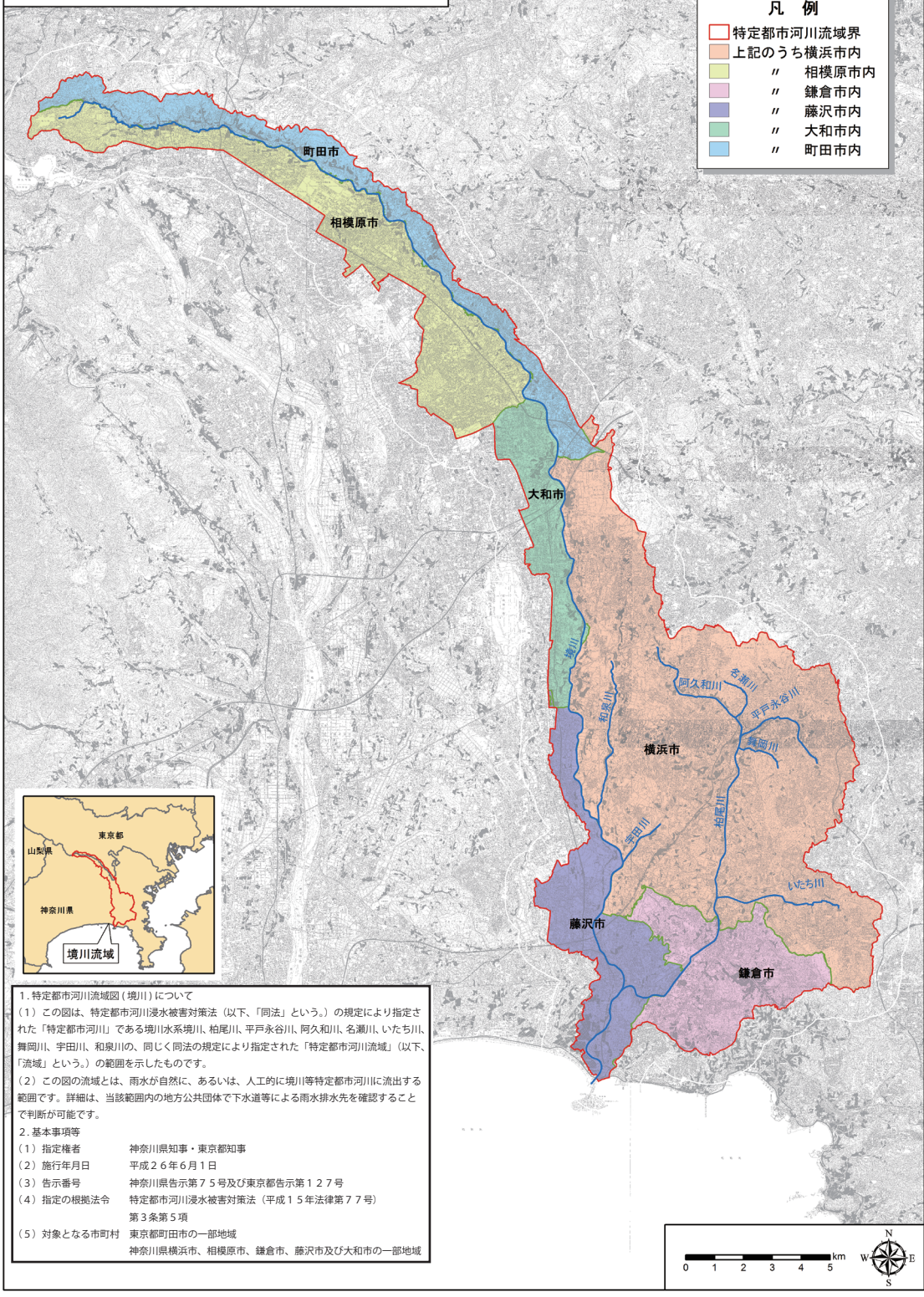
2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない

（許可の基準）

第十一条 都道府県知事は、第九条の許可の申請があったときは、その対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準（次条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。第十七条第二項及び第三項、第十八条第一項並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

注）技術的基準は、雨水浸透阻害行為における対策工事の計画に用いる基準降雨を定めています。

特定都市河川流域図(境川)



■特定都市河川浸水被害対策法の適用に関する問い合わせ先
 ◇神奈川県県土整備局河川下水道部河川課 TEL: 045-210-6479
 ◇東京都都市整備局都市基盤部調整課 TEL: 03-5388-3298

■雨水浸透阻害行為の許可申請窓口
 ◇東京都町田市での許可: 東京都都市整備局都市基盤部調整課 TEL: 03-5388-3298
 ◇横浜市での許可: 横浜市道路局河川部河川計画課 TEL: 045-671-2898
 ◇相模原市での許可: 相模原市都市建設局道路部河川課 TEL: 042-769-8273
 ◇鎌倉市・藤沢市での許可: 神奈川県藤沢土木事務所許可指導課 TEL: 0466-26-2111
 ◇大和市での許可: 大和市都市施設部土木管理課許可担当 TEL: 046-260-5404